

高砂市本庁舎広告付庁舎案内板設置事業仕様書

この仕様書は、高砂市本庁舎（以下「本庁舎」という。）に設置する広告付庁舎案内板（以下「庁舎案内板」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

1 設置場所

高砂市役所本庁舎 1 階風除室内（設置位置は、別添図面のとおり）

2 設置期間

令和 8 年 1 1 月 1 日以後の高砂市が指定する日から 5 年間

※設置工事等の日程については、高砂市と協議すること。

3 事業内容

事業内容は次のとおりとし、広告付庁舎案内板設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、民間企業等の広告主（以下「広告主」という。）を募集し、庁舎案内板に広告を掲載して得られる広告収入を活用し、当該庁舎案内板の設置及び維持管理の経費の全部又は一部を賄うものとする。なお、高砂市は、これらの経費について一切負担しないものとする。

（1）庁舎案内板の設置

（2）庁舎案内板の適正な維持管理

（3）庁舎案内板に掲載する広告主の募集及び掲載

（4）庁舎案内板の設置時における職員に対する操作研修の実施

4 庁舎案内板の仕様等

設置する庁舎案内板は、次のとおりとし、詳細については、高砂市と協議するものとする。

（1）庁舎案内板本体の規格

ア 高さ 2,000mm×幅 4,030mm×奥行 150mm 以内とすること。

イ 庁舎案内板は壁面固定式とし、地震等の際の転倒に対する防止策等を十分講ずること。

また、庁舎案内板の設置する壁面は、本体の一部を埋め込むため、アに合わせた寸法（高さ及び幅）を開けている。このため、壁面との隙間が大きい場合は、プレート等で隙間を隠す処理を行うこと。

ウ デザインについては、色覚障がい者に配慮した配色等で行い、周囲と調和が取れたものとする。

エ 庁舎案内板の構成は、地図枠、フロアマップ枠、庁舎案内枠、情報モニター枠、市民憲章等枠及び広告枠で構成すること。

オ 照明等は消費電力量の低減に配慮するものとし、稼働についてもタイマー等の機器により自動制御できるものとする。

カ 音声を発する機材の設置は、認めないものとする。

(2) 地図枠

- ア 国土地理院の地図をベースとして作成すること。
- イ 地図は、高砂市内全域と高砂市役所周辺の地図で構成すること。
- ウ 高砂市役所周辺の地図には山陽電鉄伊保駅までの範囲を含め、高砂市役所各庁舎名、公共施設及びバス停を表示すること。
- エ 公共施設、災害時の避難場所等、高砂市が指定した施設等を分かりやすく表示すること。
- オ 携帯電話やスマートフォン等によるQRコードの読み取り等により、地図情報、公共施設、ルート案内の確認ができる表示をすること。
- カ 地図の掲載内容の更新は、年1回以上行うこと。
- キ 地図上に広告主の表示を行うことができるものとする。

(3) フロアマップ枠

- ア 本庁舎及び分庁舎のフロアマップとし、各庁舎の1階及び2階は、必ず作成すること。
- イ 色分けや平仮名及び英語等の表記を行い、詳細な表示内容等については、高砂市と協議の上、決定すること。
- ウ 組織改正など表示内容に変更が生じた場合は、速やかに更新すること。

(4) 庁舎案内枠

- ア 本庁舎、分庁舎及び南庁舎の組織、諸室等を分かりやすく表示すること。
- イ 色分けや平仮名及び英語等の表記を行い、詳細な表示内容等については、高砂市と協議の上、決定すること。
- ウ 組織改正など表示内容に変更が生じた場合は、速やかに更新すること。

(5) 情報モニター枠

- ア モニターは、43インチ程度とすること。
- イ 会議及び催事の予定表等を表示できるものであること。
- ウ 表示内容については、WEBブラウザを利用して高砂市職員による更新が可能な仕様とすること。
- エ WEBブラウザについては、必要なセキュリティ対策を講じること。

(6) 市民憲章等枠

- ア 庁舎案内板上部に横並びで、市民憲章、プライダル都市高砂宣言及び核兵器廃絶平和都市宣言を記載すること。
- イ 文面及びマーク等は、別紙のとおりとする。

(7) 広告枠

- ア 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真、名称、電話番号等について表示することができる。
- イ 広告を表示する場合は、広告枠の広告主が地図上でどこに位置するのか分かるように座標番号等で表示させておくこと。
- ウ 筐体内に収まる大きさに作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。

エ 設置事業者は、広告主の募集及び決定、広告の製作及び掲載、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を自己の負担により行うこと。

オ 設置事業者は、原則として、本社、支店又は営業所が高砂市内に所在する企業等の広告を掲載するよう努めること。

カ 設置事業者は、広告審査体制を整備するとともに、広告を制作し、掲載する際には、高砂市広告掲載要綱を遵守すること。

なお、設置事業者は広告主の選定及び広告の内容について、高砂市の審査を受け、承認を得なければならない。

キ 高砂市は、広告主及び広告内容が高砂市広告掲載要綱に適合しないと認めるとき、又は広告の掲載が適当でないと認めるときは、設置事業者に対し、広告内容の修正及び広告掲載の中止を指示できるものとし、設置事業者は、これに従わなければならない。この場合において、高砂市は、広告主又は設置事業者に対し賠償の責めを負わない。

ク 第三者から広告主及び広告内容についての苦情が発生した場合は、設置事業者の責任において広告主とともに解決すること。また、履行期間内において問題が生じた場合においては、速やかに地図、広告等を更新すること。

(8) その他

ア 庁舎案内板の設置に当たっては、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導等の支障とならないこと。

イ 庁舎案内板の設置及び撤去並びに表示内容の変更に関する作業に当たっては、作業日程及び作業内容等について、高砂市と事前に調整し、行うこと。

ウ 庁舎案内板の設置に当たっては、転倒や落下をしないよう安全かつ確実に設置するよう注意し、履行期間及び履行に伴う設置・撤去作業中に事故が発生した場合は、設置事業者の責任をもって対応すること。

エ 庁舎案内板等の故障等については、設置事業者において速やかに対応することとし、庁舎案内板には故障等があったときの連絡先を明記すること。

5 庁舎案内板の維持管理等

(1) 庁舎案内板の定期的な点検及び清掃等を行うこと。

(2) 庁舎案内板に故障が発生したときは、速やかに点検及び修理を行うこと。

(3) 庁舎案内板の操作マニュアルを作成し、高砂市に提出すること。

6 施設使用等

(1) 庁舎案内板の使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び高砂市公有財産規則（平成7年高砂市規則第4号）第20条の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

(2) 行政財産の目的外使用許可の期間については、初年度においては、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとし、以降は、公用又は公共用としての使用の必要性や

使用状況等を勘案して高砂市が支障がないと判断する場合において、1年以内の範囲で当該使用許可を更新することができるものとする。

なお、更新については、申込内容及び許可の条件を変更しないことを原則とし、最大5年を限度とする。

- (3) 行政財産の目的外使用については、高砂市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。また、高砂市の承認を得ずに用途を変更することはできないものとする。
- (4) 設置事業者は、高砂市行政財産使用料条例（昭和62年高砂市条例第28号）に基づく使用料及び必要経費（電気代、通信費用等）を高砂市が指定する期日までに、高砂市に納付しなければならない。
- (5) 設置事業者は、企画提案書に掲載した広告料（年額）を毎年度、高砂市が指定する期日までに高砂市に納付しなければならない。
- (6) 広告料とは別に、行政財産の目的外使用料（令和7年度は1平方メートル当たり年額5,400円）が必要となる。また、電気を使用する場合は、その使用料については、消費電力等に応じ算出した額を、高砂市に納付すること。
- (7) 設置期間が1年に満たない年度の広告料及び行政財産の目的外使用料については、月割りにより算定した額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- (8) 庁舎案内板の制作、設置及び維持管理（表示内容の変更を含む。）並びに履行期間終了後の撤去に係る一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、高砂市と設置事業者とが協議の上、決定するものとする。